医療相談室だより

令和 5 年 2 月 (No. 371) 令和 5 年 2 月 1 日発行

寒さがまた一段と増す時期となりました。インフルエンザの予防

も配慮しながら、過ごしていきたいと思います。

医療費控除について





1月1日から12月31日までの間に医療費を支払った場合において、その支払った医療費が一定額を超える時は、その医療費を基に計算される金額の所得控除を受けることが出来ます。

対象となる医療費は病院、診療所などでの入院費用(部屋代含む)及び通院費、介護老人保健施設、介護医療院などが含まれます。詳細は国税庁のホームページなどをご覧下さい。

- ○医療費控除の要件
- (1) 納税者が、自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費であること。
- (2) その年の1月1日から12月31日までの間に支払った医療費であること(未払いの医療費は、現実に支払った年の医療費控除の対象となります)。
- ○対象となる金額

実際に支払った 医療費の合計額 ※1

保険金などで 補填される金額 ※2

10 万円または 所得の合計額の 5% **※3**



医療費控除額(最大200万円)

※1傷病によりおおむね6か月以上にわたり寝たきりであり、医師の治療を受けている方のおむつ代は、医療費控除の対象となります。また、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降である場合、「おむつ使用証明書」に代えて、介護保険法の規定に基づく主治医意見書の内容を市町村が確認した書類又はその主治医意見書の写しの添付又は提示でも差し支えありません。(八王子市の場合:要介護認定に関わる主治医意見書の内容を確認した書類は本庁舎介護保険課23番窓口で発行されます。該当されるかどうかについて事前にお電話で確認の上で、来庁される方のご本人確認ができるものをご持参し、お申し込みください。)

※2 生命保険契約などで支給される医療保険金、入院給付金、損害費用保険、健康保険の規定により支給される療養費、出産育児一時金、高額療養費などが対象です。給付の対象となった医療費の金額を限度として差し引きしますので、引ききれない金額が生じた場合であっても、他の医療費からは差し引きされません。

※3 いずれか金額が低い方が適応されます。その年の総所得額が 200 万円未満の方は、総所得金額の 5%の金額で算出されます。

積雪時のご来院について



八王子市は、毎年冬の時期になると雪予報になることがございます。入院患者様の衣類の交換や お荷物の受け渡しなどでご来院される際には、気を付けてご来院下さい。

○病院バスをご利用の場合

基本的に、雪予報の場合でも通常通りの運行になります。道路状況によっては、遅延やルートを迂回する場合がありますので、病院までご連絡いただき、運行状況をご確認下さい。

○自家用車でご来院の場合

病院敷地内は急な坂や細い道がございます。冬用タイヤを着用の上、十分に気を付けてご来院下さい。

売店でキャッシュレス決済が使えます

院内の売店で、各種クレジットカード、交通系 IC カード、電子決済が使えるようになりました。 支払いの対応のみで、現金のチャージ等はできませんのでご了承下さい。

○クレジットカード

VISA·master card·AMERICAN EXPRESS·JCB 等...

○交通系 IC カード

Suica · PASMO · ICOCA 等

○電子決済

Apple Pay・QUIC Pay・d 払い・paypay・au pay 等... その他の支払い方法については、売店にて直接ご確認下さい。



相談室より

ソーシャルワーカーの勤務は、平日月曜日から金曜日です。事前に電話で相談日時をお約束することも可能です。また、当番者の出勤がある土曜日もあります。ご用のある方は事前に、ご連絡いただくようよろしくお願いいたします。

東京都八王子市美山町 1 0 7 6 医療法人社団 光生会 平川病院 院長 平川 淳一 電話 0 4 2 (6 5 1) 3 1 3 1 2月18日 市川 2月25日 全員 3月4日 木村

病院ホームページもご覧ください

医療相談科 荻生 下山 木村 市川佳奈 石川 菊谷 市川浩之 天野

